令和2年3月7日(土)

司法書士による

「昔の借金相談会」(法テラス等を利用した無料相談会) を開催します

長野県司法書士会会長 丸山孝一

長野県司法書士会は、下記の要綱にて、借金に関し、司法書士による無料相談を実施いたします。なお、本相談会は、法テラス長野に後援をいただき、法テラスの法律相談援助を積極的に活用する企画となっています。

借金請求の通知が届いたら、放置しないで! 「昔の借金相談会」

- ◆日時:令和2年3月7日(土)10:00~16:00
- ◆相談方法:下記会場における面談相談又は電話相談
 - 1 面談相談(要予約)

【相談会場】長野県司法書士会館2階(長野市妻科399番地)

【予約電話】026-232-7492

(予約なしでも可能な限り対応しますが予約が優先です)

2 電話相談

【電話番号】0120-448-788 (フリーダイヤル)

- ◆相談料:法テラス等利用による無料相談
- ◆相談例: 昔借りた借金の請求が来たけど払わなければいけないだろうか?

借りた覚えのないところから借金の請求が来たけどどういうことだろうか?

認知症の父に借金の請求がきているがどうしたらいいだろうか?

◆問合せ先:長野県司法書士会(TEL:026-232-7492)

なお、開催趣旨につきましては、別紙記載のとおりです。

(別紙)

開催趣旨

平成30年度の司法統計では、簡易裁判所における通常既済事件の金銭を目的とする事件総数33万2686件のうち、被告側の代理人就任件数は4万3628件にとどまっています。

一般の方々からすれば、金銭について内容証明等による請求や支払督促、訴状等を受け取った場合、「借りているのだから仕方がない」「時間がないから」「裁判所が遠い」等の理由から、また、債権譲渡された債権回収会社等からの通知に対し「このような借金はした覚えがない」「知らないから放っておこう」等の理由から放置してしまいがちですが、裁判手続きの場合、判決により強制執行を受けることもあり、給与等の差押を受けた段階で慌てる方も少なくありません。

これらの請求の中には、すでに消滅時効によって支払う必要のない請求や、裁判対応することによって強制執行等の事態を回避できる可能性のある事案も含まれていると考えられます。

そこで、今般、何らかの金銭的請求を受けてお困りの方々のご相談をお受けするため標記の相談会を開催することといたしました。

本相談会は、法テラスの民事法律扶助制度を積極的に活用することを予定しております。資力要件を満たす面談による相談者の方は、法律相談援助をご利用いただくことで無料相談をお受けいただくことができるとともに、必要に応じて、相談員がその場で簡易な法的文書を作成し、お渡しすることができる場合もあります(簡易援助。この場合は、相談者の方に2,200円の費用負担が発生します)。

また、先般発生した台風19号による災害が、「被災者法律相談援助」の対象に指定されており、災害救助法適用区域内に住所等を有していた方については、資力を問わずに法律相談援助をご利用いただくことができます。長野県内でも、多くの市町村が災害救助法の適用を受けており、この制度をご利用いただけるケースは相当数あるものと推測されます。

なお、資力要件を満たさない相談者の方についても、相談会当日は無料でご相談い ただくことができます。